

会 費 規 則

(目 的)

第1条 公益社団法人日本鉄道広告協会（以下「本会」という。）は、定款第8条に基づき、会費規則（以下「本規則」という。）を定める。

(入会金)

第2条 入会金の額は、次によるものとする。

(1) 正会員（定款第6条第1号①に定める正会員（以下「鉄道軌道業会員」という。）を除く。）および賛助会員の入会金は、30,000円とする。

(2) 鉄道軌道業会員の入会金は、徴収しない。

2 前項第2号の会員種別から、前項第1号の会員種別に変更した場合は、前項第1号の額を支払うものとする。

(会費)

第3条 本会の事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとの年会費の額は次によるものとする。

会費の50%以上は、公益事業に使用する。

(1) 正会員

① 鉄道軌道業会員

1口5万円とし、口数は任意とする。

② 鉄道広告媒体を管理する法人、鉄道広告媒体を管理する法人と現に鉄道広告の取扱いに係る契約を締結している法人

区 分	基礎売上高	年 会 費
1	5千万円未満	30,000円
2	5千万円以上 1億円未満	45,000円
3	1億円以上 5億円未満	90,000円
4	5億円以上 10億円未満	450,000円
5	10億円以上 30億円未満	900,000円
6	30億円以上 70億円未満	1,350,000円
7	70億円以上 120億円未満	1,900,000円
8	120億円以上	2,500,000円

(2) 賛助会員

1口5万円とし、口数は任意とする。

- 2 会長は、前項第1号②の年会費について、地域の特殊性等に考慮する必要があると認めた場合は、理事会の議決を得て、異なる額を年会費として定めることができる。
- 3 第1項第1号②の年会費の算定基礎となる売上高（以下「基礎売上高」という。）は、前年（暦年）の実績額をもとに定めるものとする。なお、鉄道広告媒体を管理する法人の基礎売上高は、直営業売上高とし、現に鉄道広告の取扱いに係る契約を締結している法人へ販売した媒体部門の売上高は含まない。
- 4 基礎売上高は、当該会員たる法人の売上高をいう。
- 5 第1項第1号②の正会員は、毎年2月15日（2月15日が土休日の場合は以後最初の営業日）までに、前年の1月1日から12月31日までの基礎売上高の実績を、申告するものとする。本会は申告された実績について確認することができる。
- 6 本条に定める年会費のほか、必要やむを得ない場合等に臨時の会費を徴収するときは、総会の議決によりその内容等を決定するものとする。

（入会・退会等の場合の措置）

第4条 本会の事業年度の中で入会した場合は、入会した月からの月割で前条の年会費を支払うものとする。

- 2 本会の事業年度の中で会員種別の変更があった場合は、変更した月から変更後の会員種別の年会費を適用するものとし、月割で前条の年会費を算定し、支払うものとする。
- 3 本会の事業年度の中で会員資格を喪失した場合は、喪失した時期が上期（4月～9月）の場合は9月までの、下期（10月～翌年3月）の場合は3月までの、年会費を半期単位で算定し、支払うものとする。
- 4 前各項の算定により100円未満の端数がでたときは、これを切り捨てる。

（納入日）

第5条 入会金は、入会を承認する旨の通知書に示された納入日までに納入しなければならない。

- 2 年会費は、毎事業年度の期間を上期（4月～9月）及び下期（10月～翌年3月）に区分し、各期の最初の月の末日までにその期の分を納入しなければならない。但し、会員の選択により、毎事業年度（4月～翌年3月）の会費を一括して、4月末日までに納入することができる。
- 3 本会の事業年度の中で入会した場合は、入会した月の末日までに前項の期の分の年会費を納入しなければならない。
- 4 本会の事業年度の中で会員資格を喪失した場合で、未納となっている年会費等があるときは、直ちに納入しなければならない。また、本会から返還すべき年会費等があるときは、会員資格喪失後速やかに返還するものとする。

(納入方法)

第6条 入会金及び会費は、本会指定の金融機関に振込む方法により支払うものとする。

(団体にかかる入会金及び会費)

第7条 定款第6条に基づき本会が承認した団体については、その承認毎に第2条第1項に定める入会金を支払うものとする。

2 前項の場合、当該団体にかかる正会員は、当該団体毎に年会費を算定し、支払うものとする。

(変更)

第8条 本規則を変更する場合は、総会の議決を得なければならない。

附 則

本規則は、2009年6月10日の総会において承認された定款の変更が効力を発する日をもって、効力を発するものとする。

2012年2月22日 一部改定

2018年6月26日 一部改定